

## 【アメリカ】メキシコ湾原油流出事故対策法案

海外立法情報課・廣瀬 淳子

\* 2010年4月20日に発生したメキシコ湾の深海油田からの原油流出は、事故から3か月が経過しても流出が継続している。周辺の自然環境や漁業等への被害は過去の原油流出事故と比較にならない規模となっている。連邦議会では、各種対策法案の審議が進んでいる。

---

### 原油流出事故

BP社は爆発事故が発生した深海油田からの流出を止めるための救出井を現在採掘中であるが、完成は8月になる見通しである。流出原油の回収作業も進められているが、回収量には限りがあり、原油が沿岸に漂着している。今後ハリケーンが直撃すると被害地域がさらに拡大することが懸念されている。

湾岸のルイジアナ、ミシシッピ、アラバマ、フロリダの各州や周辺地域の漁業や観光などへの影響は甚大で、生活の基盤を失った住民の経済的損失だけでなく、健康被害や環境被害もかつてない規模となっている(注1)。

BP社は、政府の要求に応じて、補償基金に今後4年間で200億ドルを拠出することを既に約束している。被害の拡大が続いていることなどから、損害賠償限度額の引上げ、再発防止対策、事故の原因究明等、様々な側面からの対策法案の審議が連邦議会で進んでいる。

### 1990年油濁法改正法案とその他の被害者補償法案

1990年油濁法(Oil Pollution Act of 1990, P.L.101-380)では、今回のような海底油田からの原油流出の損害賠償の上限額をすべての汚染除去費用に加えて7500万ドルに制限している。BP社はこの上限額を超えて補償することを確約しているが、限度額引上げのための法案の審議が両院で進んでいる。

上院法案(S.3305)は、賠償額の上限を撤廃し、将来の原油流出事故だけではなく、今回の事故にも遡ってこれを適用するもので、今回の事故に遡及適用することには共和党から反対がある。賠償額の上限撤廃についても、企業の負担が大きくなりすぎて深海油田開発が事実上できなくなるとの懸念が指摘されている。

下院法案(H.R.5629)も、2010年4月19日に遡って賠償額の上限を撤廃するものである。下限も、1000万ドルから15億ドルに引き上げ、さらに環境規制等も強化する内容となっている。

原油流出事故の被害者がより容易に補償を受けられるようにする法案(H.R.5503)は、6月10日下院司法委員長のジョン・コンヤーズによって提出され、7月1日下院を通過した。

## 大統領諮問委員会設置

オバマ大統領は、この原油流出事故の原因解明と事故対策のための「全米 BP 社深海油田原油流出事故諮問委員会」を設置する大統領令 13543(注 2)に 5 月 21 日に署名した。諮問委員会は、科学、工学、環境、石油・ガス業界、その他大統領が有益と考える分野からの有識者など大統領が任命する 7 名の委員で構成される。オバマ大統領は、既に元上院議員のボブ・グラハムと元環境保護庁長官ウィリアム・レイリーを共同委員長に任命し、5 名の委員も任命している。

諮問委員会の目的は、事故原因の解明と、被害を軽減するための対策案を提言することである。対策案には、海底油田に関する連邦法及び規則の改正、監視強化、連邦政府の機関の改革案が含まれる。諮問委員会は、最初の会合から 6 か月以内に、調査結果と提言をまとめた最終報告書をお大統領に提出しなくてはならない。

この諮問委員会の活動予算として、大統領は 1500 万ドルを連邦議会に要求している。

連邦議会では、この大統領諮問委員会に、BP 社等から事故原因の究明等に必要な資料の提出や証人の出頭を強制できる罰則付き召喚状を発行する権限を付与する法案(H.R.5481)の審議が進んでいる。法案は、6 月 8 日に提出され、6 月 23 日に下院を賛成 420、反対 1 で通過した。

諮問委員会は調査に際して、司法当局による捜査の妨げとならないよう配慮することが求められている。

## 規制機関の改革と規制強化

深海油田の開発許可とその規制を担当する内務省の鉱物資源管理局(MMS)の体制については、今回の事故以前から問題視され、連邦議会には 2009 年に既に複数の改革法案が提出されていた。特に MMS が採掘料の徴収と安全規制等の双方の業務を担当しているため、職員と石油業界との癒着が見られることから、その規制機能が十分に果たせていないと批判されてきた。

内務長官は、5 月 19 日に内務長官令 3299 を発して MMS の機能を分割して、海域の開発許可、環境・安全規制、採掘料徴収の 3 つの局に分離する改革を実施した。上院では、内務長官令の内容を法制化して安全規制等を強化する内容の深海油田開発安全規制強化法案(S.3516)の審議が行われている。

今後 MMS の組織再編法案が成立すれば、法律の内容が内務長官令に優先する。

注(インターネット情報はすべて 2010 年 7 月 16 日現在である。)

(1) 詳細については、Curry L. Hagerty and Jonathan L. Ramseur, “Deepwater Horizon Oil Spill: Selected Issues for Congress,” *CRS Report for Congress*, June 18, 2010,

<[http://assets.opencrs.com/rpts/R41262\\_20100618.pdf](http://assets.opencrs.com/rpts/R41262_20100618.pdf)> 参照。

(2) “Executive Order 13543 National Commission on the BP Deepwater Horizon Oil Spill and Offshore Drilling,” May 21, 2010. <<http://edocket.access.gpo.gov/2010/pdf/2010-12805.pdf>>